

<参考：基準病床の特例の根拠規定>

○医療法 30 条の 4

10 都道府県は、第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、急激な人口の増加が見込まれることその他の政令で定める事情があるときは、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第二項第十七号に規定する基準病床数とみなして、病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

○医療法施行令 5 条の 3

法第三十条の四第十項 に規定する政令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 急激な人口の増加が見込まれること。
 - 二 特定の疾病に罹患する者が異常に多くなること。
 - 三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働省令で定める事情があること。
- 2 法第三十条の四第十項 に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は前条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。
- 3 法第三十条の四第十項に規定する政令で定める区域は、同項の申請に係る基準病床数を算定することとされた区域（次条第三項において「基準病床数算定区域」という。）とする。
- 4 法第三十条の四第十項 に規定する政令で定める申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

○医療法施行規則（省令） 30 条の 32

令第五条の三第一項第三号 に規定する厚生労働省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 山間地、離島等の交通条件に恵まれない地域において病院の病床又は診療所の療養病床の確保が必要になること。
- 二 その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情があること。

○厚生労働省医政局長指導課長通知（H10.7.27 指第 45 号）

（保険医療機関の病床の指定に係る国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う医療法第 30 条の 7 の規定に基づく勧告等の取扱いについて）※医療法の改正：10 項に変更

第 3 医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号に基づく厚生労働大臣が認める事情について

次に掲げる場合を、同条 2 号に規定する「その他前号に準ずる事情として厚生労働大臣が認める事情」がある場合として取扱うとともに、（略）都道府県医療審議会への諮問、厚生労働大臣の承認等の手続については、「医療計画について」（略）の 4（基準病床数及び特定の病床等にかかる特例について）によるものとする。

- 1 略
- 2 その他特別な事情が認められる場合

(1)(2) 略

(3) 複数の公的医療機関等（法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関をいう。以下同じ。）を含め、医療機関を再編統合する場合（二次医療圏を越えて行う場合も含む。）にあっては、再編統合後の複数の医療機関の〔要件①〕病床の数の合計数が、再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。

この場合において、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に当たっては、都道府県において、〔要件②〕当該公的医療機関等を含めた医療機関の役割や公的医療機関等と民間の医療機関との役割分担を含め、医療に関する施設相互の機能分担及び業務の連携を踏まえた対応

を行うこと。また、公的医療機関等を含めた医療機関の再編統合に伴って二次医療圏内の病床が非過剰な状態になる場合には、適切な対応を行う必要があること。

○厚生労働省医政局長通知（H29.3.31 医政発 0331 第 57 号）

（医療計画について）

4 基準病床数及び特定の病床等に係る特例等について

(1) ～ (5) 略

(6) 法第 30 条の 4 第 7 項から第 10 項までの規定による特例については、都道府県医療審議会に諮ること。

この場合、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠を明らかにして当該都道府県医療審議会の意見を聴くものとする。

また、前記の規定に基づき、特例としての取扱いを受ける数について厚生労働大臣に協議するときは、特例としての取扱いを必要とする理由及び特例としての取扱いをしようとする病床数の算定根拠等を記載した申請書（別紙様式 1、2）に当該都道府県医療審議会の意見を附すること。

(7) 都道府県において療養病床及び一般病床の整備を行う際には、地域医療構想の達成に向けた取組と整合的なものとなるよう、既存病床と基準病床数の関係性だけでなく、地域医療構想における将来の病床数の必要量を踏まえて対応すること。具体的には「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」（平成 29 年 6 月 23 日付け医政地発 0623 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）における留意事項を参照すること。

○厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（H29.6.23 医政地発 0623 第 1 号）

（地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について）

2 都道府県医療審議会と地域医療構想調整会議の整合性について都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（略）における議論との整合性を確保すること。

具体的には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を待たず、地域医療構想調整会議への参加を求め、以下の事項等について協議を行うこと。

- ・新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性
- ・新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性 等

その上で、都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における協議の内容を参考とすること。